次の各号によつて算定した額の合算額とする。

一　住民基本台帳カード（住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の四十四に規定する住民基本台帳カードをいう。以下同じ。）を交付した枚数として総務大臣が調査した数に一、〇〇〇円を乗じて得た額

二　次に掲げる額の合算額に〇・五を乗じて得た額（当該額が五〇、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇円とする。）

イ　住民基本台帳法第三十条の四十四第八項の規定により住民基本台帳カードを、条例の定めるところにより、条例に規定する目的のために利用するために必要な経費として総務大臣が調査した額

ロ　住民基本台帳カードに点字加工を行うために要する経費として総務大臣が調査した額

ハ　住民基本台帳法の一部を改正する法律（平成二十一年法律第七十七号）による改正後の住民基本台帳法第三十条の四十四第六項の規定により住民基本台帳カードを継続的に利用するために必要なシステム改修に要する経費として総務大臣が調査した額

四十二　住民基本台帳カードの交付及び多目的利用に要する経費があること。

第三条第一項第三号イの表第四十五号中「八三、〇〇〇円」を「八一、〇〇〇円」に、「173,000円」を「157,000円」に改め、同表第四十六号中「148,788,000円」を「136,249,000円」に改め、同表第五十五号中「（合併特例法が適用されるもの及び改正前法附則第二条第一項の規定により、なおその効力を有することとされているものに限る。）」を「（合併特例法が適用されるものに限る。）」に改め、同表第六十号中「716,000円」を「761,000円」に改め、同表第六十三号中「463,188円」を「439,463円」に、「227,299円」を「207,460円」に改め、同表第六十五号一中「平成二十一年度」を「平成二十二年度」に、「十一・八パーセント」を「十一・二パーセント」に、「平成二十年度」を「平成二十一年度」に、「〇・五六」を「〇・五五」に改め、同表第六十六号一中「平成二十一年度末」を「平成二十二年度末」に改め、同号二中「平成二十一年度」を「平成二十二年度」に、「十一・八パーセント」を「十一・二パーセント」に、「平成二十年度」を「平成二十一年度」に、「〇・五六」を「〇・五五」に改め、同表第六十七号を次のように改める。

六十七　不採算地区公的病院等の助成に要する経費があること。

公的病院等に対して助成を行っている市町村について、前条第一項第一号の表第六十四号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。

第三条第一項第三号イの表第六十九号中「四、六一八時間」を「四、六二二時間」に改め、同表第七十号中「（医療法第一条の五第一項に規定する病院を経営していない市町村及び病院を経営している公立大学法人等の設立団体でない市町村に限る。以下この号において同じ。）」を削り、同表第七十三号二中「平成二十一年度」を「平成二十二年度」に、「十一・八パーセント」を「十一・二パーセント」に、「百・九パーセント」を「九十二・八パーセント」に改め、同表に次の七号を加える。

七十七　医師の派遣を受けることに要する経費があること。

市町村等が経営する病院において医師の派遣を受けることに要する経費として総務大臣が調査した額又は当該経費として一般会計から病院事業会計に繰り入れた額（公立大学法人等が経営するものにあつては設立団体から交付を受けた額）のいずれか少ない額に〇・五を乗じて得た額とする。

七十八　石綿対策に要する経費の財源に充てるために借り入れた地方債の元利償還金があること。

公共施設等の石綿の除去事業に要する経費に充てるため平成二十三年度以降に発行について同意又は許可を得た地方債の当該年度における元利償還金の額に〇・四を乗じて得た額とする。

七十九　不法に処分された産業廃棄物に係る原状回復に要する経費の財源に充てるために借り入れた地方債の元利償還金があること。

八十　特定間伐等促進対策事業に要する経費の財源に充てるために借り入れた地方債の元利償還金があること。

八十一　簡易水道の建設改良に要する経費の財源に充てるために借り入れた地方債の元利償還金があること。

八十二　中心市街地活性化等に要する経費の財源に充てるために借り入れた地方債の元利償還金があること。

八十三　地域の振興に資する事業を行う民間事業者等に対する協調融資を行うために借り入れた地方債の利子の支払額があること。

前条第一項第一号の表第六十七号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。

前条第一項第一号の表第六十八号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。

次の算式によつて算定した額（当該額が負数となるときは、零とする。）とする。

算式

A－B×α

算式の符号

A　簡易水道事業の建設改良に要する経費の財源に充てるため平成23年度以降に発行について同意又は許可を得た地方債の当該年度における元利償還金の財源に充てるため当該年度中に一般会計から簡易水道事業特別会計に繰り入れた額（当該元利償還金のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に0.55を乗じて得た額の範囲内に限る。）

B　簡易水道等給水人口に4,750円を乗じて得た額。この場合における簡易水道等給水人口は、普通交付税に関する省令第9条第1項の表市町村の項第9号に規定する簡易水道等給水人口とする。

α　簡易水道事業の建設改良に要する経費の財源に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債の当該年度における元利償還金に対する簡易水道事業の建設改良に要する経費に充てるため平成23年度以降に発行について同意又は許可を得た地方債の当該年度における元利償還金の割合。

中心市街地再活性化等特別対策事業に要する経費の財源に充てるため平成二十三年度以降に発行について同意又は許可を得た地方債に係る当該年度における元利償還金の額に〇・三を乗じて得た額とする。

前条第一項第一号の表第六十九号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。